

本誓寺 門徒会通信

第九号

発行責任者
白崎 英旦

本誓寺に解散の危機が迫っています

現在宗教法人本誓寺には規則で定められている代表役員・責任役員・総代や、法律で定められている墓地埋葬に関する経営者・管理者が不在のことは既に御存知のことと思います。宗教法人法では、一年以上にわたって代表役員及びその代務者を欠いている場合には裁判所は職権で解散を命ずることが出来る、とあります。

本誓寺では現在、教師資格を持つ僧侶が二名在籍しています。一名は長男で候補衆徒の明氏、一名は次男で副住職の信氏です。候補衆徒とは、本山が認めた地位であり、所属する寺院の住職後継者としての宗教上の地位に過ぎないものではなく、具体的な権利義務ないし法律関係を含む法律上の地位という重要な役割を担っております。一方、副

住職も本山が認めた宗教上の身分ではありませんが、お寺の住職を代理する者でもなく、独立した権限を有しているものではないということが裁判所の判断でも示されています。このことについて分かりやすい例を挙げさせて頂きます。

歴代住職を世襲している寺院の場合で (A) 住職、(B) 副住職、(C) 候補衆徒というような三人の僧侶構成であったとします。ここで (A) が死去した場合には、(C) が新任職に就任し、(B) は副住職のままです。ちなみに、世襲制による後継住職問題が生じたために、次期住職後継者を候補衆徒という身分にして決めていると考えるも宜しいかと思えます。従って、住職の長男が候補衆徒と副住職を兼ねる場合が多いのもそのためです。

本山では兄弟に対しお互いの身分を再度確認し合い、円満に事の解決を求めています。私情によって兄弟間の不和を起すことは絶対避けてほしいと全門徒は皆願っています。このまま法人解散という悲劇が発生す

れば、当然、我々門徒は兄弟に對し何らかの手段を行使し、責任を追究せざるを得ません。一日も早くお互いの身分を理解し合い、寺を正常な状態に戻すことが務めだと思えますが、御門徒の皆様はどのようにお思いでしょうか。我々の代表である総代を我々全門徒の権利と責任の上で選定することが適式な道筋ではありませんが、総会が開催されていない現在、問題がこまごまこじれてきたということになります。尚、宗教法人の代表役員が逝去した場合に関する宗教法人法の定めについては、同封の中村美智子弁護士が作成した文書を御一読下さい。

本誓寺が解散すれば檀信徒はどうなるのでしょうか

もし解散ということになれば、現在、法人として登記されている土地や本堂を含む建物は、宗教法人の主たる事務所が所在する登記所に解散の登記変更となります。この場合、本堂を使用するの法要も出来ないこととなります。我々檀信徒は本誓寺が解散した時どうしたら良いので

でしょうか。一つには他宗派へ移る、一つには同じ真宗大谷派に所属する専立寺、証明寺、徳玄寺、光照寺等のいづれかの住職様にお願ひしてその寺の檀信徒になることになると思えます。本誓寺境内の墓地に墳墓を所有する御門徒様は多大な被害を被ることになると思われます。

平成二十七年年度総会報告

平成二十七年十一月二十八日本誓寺を正常化する門徒の会(以下、当会)の平成二十七年年度総会が開催されました。このまま宗教法人本誓寺の代表役員・住職・代務者の不在が続いた場合には、本誓寺は解散を命ぜられる危機に瀕しているわけであり、本山への嘆願を継続する決議がなされました。それを受けて、平成二十七年十二月四日、本山の宗務総長様に内容証明文書を送達致しましたところ、十二月二十一日付にて返信を頂きました。その内容は、「本誓寺が寺院としての本来性を回復するためには、どこまでも当事者同士の建設的な協議・対話が不可欠であり、また、寺門の総意をまと